対象部位等	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが百デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	一歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（一歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもできないもの又は臥位（がい）若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖（つえ）その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

ロ　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であって、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（ＣＡＰＤ（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの

三　令第二十二条第一項第六号の人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものは、長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であって、日常生活動作が著しく制限されているものとする。

四　令第二十二条第一項第七号ロの費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならないことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものは、血友病又はこれに類する疾病にかかっている医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

○厚生労働省告示第四百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第二号の規定に基づき、児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額

児童福祉法（以下「法」という。）第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者（同条第三項第七号に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる者以外の医療費支給認定保護者　食事療養標準負担額（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。）の二分の一の額

二　次のイからニまでに掲げる医療費支給認定保護者（ただし、イに掲げる者にあっては、平成二十九年十二月三十一日までの間に限る。）　零

イ　医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）が、児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日において改正法による改正前の法第二十一条の五の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であって、改正法の施行の日から継続して受けている医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならないことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ハ　被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である医療費支給認定保護者

ニ　要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であって、かつ、前号に定める食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであってこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態になる医療費支給認定保護者

○厚生労働省告示第四百六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第三項及び第十九条の十二第二項の規定に基づき、児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の十二第二項の規定による診療方針を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久